

平成 30 年度 事業計画

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団

目 次

まえがき	1 頁
I 中小企業の勤労環境の充実のために	2 頁
1. 災害防止事業	2 頁
(1) 安全衛生啓発活動	2 頁
(2) 安全で快適な職場づくりのための会員に対する助成	3 頁
(3) 社会保険労務士会との共催による安全管理研修の実施	3 頁
(4) 災害防止団体の活動に対する支援	4 頁
2. 福利厚生事業	4 頁
(1) 健康支援	4 頁
(2) 能力開発と相互交流の支援	4 頁
(3) 余暇の有効活用の支援等	5 頁
3. 災害補償事業	6 頁
(1) 補償の実施	6 頁
(2) 補償の内容	6 頁
(3) 補償費の適正・迅速な支払いおよび人材育成の実施	6 頁
4. 社会貢献活動	6 頁
II 会員等とのコミュニケーションの充実のために	7 頁
1. 広報誌「まいんど」の発行	7 頁
2. 情報の提供	7 頁
(1) 各種情報の提供	7 頁
(2) ホームページ	7 頁
(3) 加入状況等の確認	7 頁
3. 各種問合せへの対応	7 頁
4. 会員へのサービスの充実	8 頁

Ⅲ	事業の新たな展開のために	8 頁
1.	モニター制度	8 頁
2.	業務のシステム化	8 頁
Ⅳ	事業の更なる普及のために	8 頁
1.	マスメディア等による広報	8 頁
2.	中小企業に対する広報活動	8 頁
3.	多様な方法による事業の普及	9 頁
4.	計数目標	9 頁
Ⅴ	財団の適正な運営の確保について	9 頁
1.	評議員会	9 頁
2.	理事会	9 頁
3.	監事による監査	9 頁
4.	会計監査人による監査	9 頁
5.	内部監査	10 頁
6.	保険代理店への監査	10 頁
7.	コンプライアンス委員会の開催	10 頁
8.	業務執行体制の整備等	10 頁
	(1) 業務執行体制	10 頁
	(2) 能力開発等	10 頁
	(3) 募集人研修	10 頁
9.	個人情報保護への対応	10 頁
10.	反社会的勢力の排除	11 頁

ま え が き

本年は、昭和63年7月の創立以来30年を迎える節目の年であり、従来にも増して公益財団法人および認可特定保険業者として求められる法令の遵守、ガバナンスの強化を図り、日本経済の重要な担い手である中小企業に向けて、災害防止・福利厚生・災害補償からなる公益事業を広く普及させるとともに、中小企業のニーズに積極的に応えるべくさらなる事業の研究を行い、その適正かつ効果的な運営を行うことにより、中小企業の健全な発展とそこで働く勤労者の福祉の増進に寄与することに努める。

I 中小企業の勤労環境の充実のために

災害防止事業をはじめ、福利厚生事業、災害補償事業などを適切に実施するとともに、中小企業のニーズに応えるべく、事業内容について常に検証を行って、さらなる内容の充実に努める。

1. 災害防止事業 ～安全で快適な職場づくりを支援～

中小企業において、事業主をはじめ従業員がケガに遭うことは、被災者本人の苦痛はもとより、事業の運営にも多大な影響を及ぼすことから、ケガを未然に防止することを目的として、安全衛生や交通事故防止に対する関心を高め、職場や日常生活の安全を確保するための啓発活動を実施するとともに、会員の安全衛生設備、職場環境改善機器等の購入・設置に対する助成や、交通事故防止のための助成を行うことにより、安全で快適な職場づくりを支援する事業を実施する。

また、会員に対する助成制度については、2020年度からの改定に向け検討を進める。

(1) 安全衛生啓発活動

① 職場等でのケガを防止するための啓発活動の実施

ケガの防止を目的としたポスターを作成し会員へ配布するほか、事業地域内の鉄道駅の構内に一定期間掲示することにより、広く一般に向けて啓発活動を実施する。

② 交通事故防止を目的とした啓発活動の実施

ア 「交通安全フェスティバル」の開催

警察音楽隊や交通安全指導班の協力を得て「交通安全フェスティバル」を実施する。

イ 「安全運転コンクール」の実施

会員を中心とした3名1組による無事故無違反を目指したコンクールを半年間継続して実施する。

ウ 交通事故防止対策ポスターの作成・配布

加入者の受傷原因で常に上位を占める交通事故について、啓発用ポスターを作成し、会員や行政機関、関係団体等に配布する。

エ 大阪府交通安全協会等との連携

一般財団法人大阪府交通安全協会等が実施する「大阪府無事

故・無違反チャレンジコンテスト」「自転車事故防止コンクール（高齢者対象・小学生対象）」の開催に際し、参加賞を提供するなど交通事故防止活動を支援する。

(2) 安全で快適な職場づくりのための会員に対する助成

① 職場の安全を確保するための助成

職場におけるケガを防ぎ、安全に作業ができるようにするため、保護帽、安全带、安全プレス機械等所定の用具・機器を購入・設置した場合に助成する。

② 快適な職場づくりのための助成

より働きやすい職場環境をつくるため、エアコン、空気清浄機等を設置した場合に助成する。

③ 職場の衛生向上のための助成

有害物質を取り扱う事業所において、作業環境測定や特殊健康診断を実施した場合、集じん機等を設置した場合に助成する。

④ アスベスト（石綿）を除去した場合の助成

事業所内の建築物のアスベストを除去、封じ込めなどの措置を講じた場合に助成する。

⑤ プレス機械特定自主検査を受けた場合の助成

労働安全衛生法によるプレス機械特定自主検査を実施した場合に助成する。

⑥ 交通事故を防止するための助成

追突による交通事故の多さに鑑み、事故の防止と被害の軽減に資するため、衝突被害軽減ブレーキや車間距離制御装置を搭載した普通自動車および軽自動車を購入した場合に助成する。

⑦ 安全衛生推進者等の講習を修了した場合の助成

安全衛生推進者養成講習や、安全運転管理者等法定講習を修了した場合に助成する。

(3) 社会保険労務士会との共催による安全管理研修の実施

社会保険労務士による中小企業の安全で快適な職場づくりのアドバイスが適切に行われるよう、各府県の社会保険労務士会と共催で

安全管理研修を実施する。

(4) 災害防止団体の活動に対する支援

日本フルハッププレス検査業者災害防止協議会が実施する、プレス事業者等を対象とした災害防止に関する研修等の活動を支援する。

2. 福利厚生事業 ～健康で心豊かな活力ある生活の支援～

会員および加入者に対し、健康の保持増進、能力開発と相互交流、教養・文化、レクリエーション活動等広範囲にわたるサービスを提供し、中小企業の福利厚生活動を支援する。

(1) 健康支援

① 人間ドック受診助成

会員の健康管理の向上を図るため、人間ドックおよび生活習慣病予防健診、PET検査（全身）、脳ドックを受診した場合に助成する。

② 総合健康懇談（相談）会

医療の第一線を永年経験した著名な医師が、健康に関する悩み等について、懇談に応じる総合健康懇談（相談）会を行う。

③ 介護にあたる者の疲労回復に対する助成

要介護高齢者を介護する者が、疲労回復のために柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術を利用した場合に助成する。

④ 心とからだの健康づくりセミナーの実施

体力チェック・ウォーキング等、健康づくりを体験実習する「心とからだの健康づくりセミナー」を実施する。

⑤ 調査研究の実施

医師等が行う中小企業における健康管理や災害防止のための調査研究を公募し助成するとともに、その研究成果をホームページで公開するなど効果的に活用する。

(2) 能力開発と相互交流の支援

① 女性交流会の開催

経営に携わる女性を対象に経営、文化、健康等多岐にわたる講

演会などを開催し、併せて、参加者相互の親睦や情報交換等交流の場を提供する。

② 研修助成

中小企業大学校が実施する研修を受講し、修了した場合に助成する。

③ 通信教育助成

職業訓練法人日本技能教育開発センターが実施する通信教育講座を受講し、修了した場合に助成する。

④ 相談業務

中小企業が抱える様々な問題について、法律・税務・労務の専門家による相談業務を行う。

(3) 余暇の有効活用の支援等

① 催物等の開催

コンサート、演劇、寄席、ボウリング大会等の開催および各地域の観劇、スポーツ観戦、レジャー施設等の入場券の配布を行う。

② 契約保養施設宿泊の助成

当財団が契約する保養施設に宿泊した場合に助成する。

③ 福利厚生サービスの提供

当財団が契約したホテル、旅行会社、百貨店およびレンタカーの利用に際し、割引サービスを行う。

また、福利厚生サービス企業との契約（日本フルハップクラブオフ）により、宿泊施設、健康スポーツ施設、レジャー施設、カルチャー教室等、多種多様なメニューの割引サービスを提供するとともに、積極的に利用促進を図る。

④ 信用金庫が行う福利厚生事業への協賛

地域において中小企業の健全な発展をサポートしている信用金庫が、中小企業経営者等に対して行う文化活動、スポーツ行事や講演会等の福利厚生活動について協賛する。

また、中小企業のメンタルヘルス、介護予防等健康管理および雇用関係助成金や事業承継に関するセミナーを実施する。

⑤ 労働保険事務組合連合会等への助成

中小企業の労働保険事務を代行している労働保険事務組合が、中小企業のために活発な活動が行えるよう、府県労働保険事務組合連合会等に助成する。

3. 災害補償事業 ～ケガの補償～

当財団が行う災害補償事業は、労災保険制度の枠外にいる中小企業の事業主、事業所の役員や家族従業者等を対象として相互扶助の精神の基にケガの補償を実施し、勤労者福祉の面でのセーフティネットの役割を果たすものであり、認可特定保険業者として保険業法に定められた内容に基づき、健全かつ適切な運営を行う。

(1) 補償の実施

仕事中のケガのみでなく仕事以外のケガについても補償対象とする。

(2) 補償の内容

ケガをした日から起算して	180日まで	181日以降 1年以内
①通院したとき	1日 2,500円	1日 2,000円
②入院したとき	1日 5,000円	1日 4,000円
③医師の往診を受けたとき	1回 5,000円	1回 4,000円
④障害が残ったとき	1,000万円(1級)～15万円(14級)	
⑤死亡したとき	1,000万円	

(3) 補償費の適正・迅速な支払いおよび人材育成の実施

補償は、その適正な支払いのため医師等の学識経験者により構成される補償委員会で審査決定するとともに、その迅速な支払いに努める。

補償事業部には、保険関係業務の経験者を中心に配置し、基本的にOJTによる実務経験の積み重ねによる教育を行うほか、新規に配属された職員等に対し、OFF-JTで2日程度の研修を実施する。

また、月に一度補償委員会で審査する事案を部内で検討するなどの研修を実施する。

4. 社会貢献活動

地域金融機関である信用金庫が行うビジネスマッチングや異業種交

流会、青少年育成のためのスポーツ行事、保育施設等コミュニティースペースの提供等の地域貢献活動について協賛し、地域社会の発展に寄与する。

II 会員等とのコミュニケーションの充実のために

広報誌「まいんど」の発行およびホームページ等で事業内容の周知や様々な情報の提供を行うとともに、電話や事業所訪問等を通じて事業内容の説明やニーズ等の把握を行うなど、会員をはじめ中小企業とのコミュニケーションの充実を図る。

1. 広報誌「まいんど」の発行

中小企業の経営や日常生活に役立つ広報誌「まいんど」を毎月発行し、中小企業にとってニーズが高いと思われる情報提供を行うとともに、当財団が行う事業を紹介するなど、広く中小企業への広報を実施する。

2. 情報の提供

(1) 各種情報の提供

当財団の事業内容等を記載した「日本フルハップ財団案内」「会員ハンドブック」のほか、中小企業に役立つ情報として、事業承継に関する冊子を作成し、会員や関係者に配布する。

(2) ホームページ

当財団の事業内容、財務状況、ビジネス交流会へのブース出展等の情報をタイムリーに公開するとともに、インターネットを活用した「会員WEBシステム」による各種サービスの利用を促進する。

(3) 加入状況等の確認

契約状況を記した葉書を会員へ送付し、加入者状況等を確認することにより、契約の適正化に努める。

3. 各種問合せへの対応

会員等からの各種問合せに対し、事業内容の理解が深まるよう適切な対応に努めるとともに、当財団への意見・要望等を取りまとめ、制度の充実・改善に反映するよう情報の共有化に努める。

また、加入申込書、各種助成申請書等を要請により送付するとともに、新規加入希望者への電話によるフォローアップを行う。

4. 会員へのサービスの充実

役職員およびエリアマネージャーが会員を訪問することにより、コミュニケーションを図るとともに、当財団の事業内容等の周知を行う。また、会費納入期日遅延会員に対し、電話連絡を行うなど一層の会員サービスの充実に努める。

III 事業の新たな展開のために

会員から将来の当財団の事業運営に資するための意見を伺う機会を設けるとともに、会員へ迅速で適切なサービスを提供するために、業務システムの拡充に努める。

1. モニター制度

会員の中から選ばれたモニターに対してアンケート等を実施することにより、会員の意向の把握に努めるとともに、事業運営に反映させる。

2. 業務のシステム化

会員への迅速で適切なサービスを提供するため、業務システムの拡充に努めるとともに、コンピュータシステムの老朽化に伴い、平成27年6月から再構築していた基幹システムを5月に稼働させる。

IV 事業の更なる普及のために

当財団が実施している公益事業が、より多くの中小企業に理解され利用されることにより、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与できるよう、マスメディア等の活用による事業の周知・普及に努める。

1. マスメディア等による広報

当財団を多くの中小企業に認識してもらい、事業内容の理解を深めるため、テレビ、新聞やインターネット等を活用した広報を実施し、さらなる事業の普及に努める。

2. 中小企業に対する広報活動

経営者向けのセミナーやビジネスマッチングフェアなど中小企業者の集まるイベントにおいて、事業内容の説明および資料を配布するなどの広報活動を行う。

3. 多様な方法による事業の普及

役職員およびエリアマネージャーが中小企業を直接訪問し事業の普及を図るほか、社会保険労務士、税理士等との代理店契約の締結を促進する。

4. 計数目標

現行制度のもと、次の計数を平成31年3月末の目標とし鋭意達成に努める。

会員数：21万6千事業所
加入者数：45万4千名
会費収入：81億5千万円

V 財団の適正な運営の確保について

財団を適正に運営するため評議員会、理事会等を開催するとともに、監査体制の充実を図ることによりガバナンスの強化に努める。

また、業務の効率化と業務体制の整備を図るとともに、一層の会員サービス向上を目指し、役職員の研修・啓発はもとより、個人情報保護、反社会的勢力排除等法令の遵守に努める。

1. 評議員会

評議員会は、6月の定時評議員会のほか、臨時評議員会を随時開催する。

2. 理事会

理事会は、原則として評議員会の前後に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

3. 監事による監査

業務執行状況や会計処理について、定例的に年2回監事による監査を実施する。

4. 会計監査人による監査

健全な事業活動の継続と適正な会計処理のため、会計監査人による監査を受ける。

5. 内部監査

適正な業務運営のため、会計、業務および個人情報保護について、内部監査を実施する。

6. 保険代理店への監査

保険代理店が適正な保険募集活動等を行うため、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」に基づく代理店監査を実施する。

7. コンプライアンス委員会の開催

公益法人として社会的責任を果たすため、コンプライアンス委員会を開催し、財団の事業活動におけるコンプライアンス施策の立案、実施について検討を行う。

8. 業務執行体制の整備等

(1) 業務執行体制

業務の効率化により生産性を向上させるとともに、会員サービスの向上を図るため業務体制を見直し、適正配置を行い9部5支局1事務所、役職員118名の体制で業務の執行に努める。

(2) 能力開発等

人事評価制度および階層別・職務別研修の導入により、職員の能力・資質の向上に努める。

(3) 募集人研修

役職員およびエリアマネージャー、代理店を対象に「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」に基づく会員募集に係る募集人研修を実施する。

9. 個人情報保護への対応

本年度は、プライバシーマークの認定更新の6回目にあたる。平成29年12月にJISQ15001が改正されたことを受け、個人情報保護内部規程の整備に着手するとともに、高いレベルの個人情報保護マネジメントシステムの確立を目指すべく、全役職員に対して個人情報保護への日常的な取り組みを促す教育を実施する。

また、個人情報保護監査においては、各部署の業務特性に内在するリスク対策の実施状況を中心に監査を行い、個人情報の一層の保護に努める。

10. 反社会的勢力の排除

「反社会的勢力に対応する基本方針」に基づき、公益法人としての社会的責務から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に努める。